

中小企業等経営強化法に基づく新宿区導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本区の総人口は、令和2年（2020）年の国勢調査の結果によると349,385人で、前回の国勢調査の平成26（2015）年と比べて15,825人増加しており、増加率は4.7%となっている。外国人人口は27,216人で、総人口の8.4%を占めている。15～64歳の生産年齢人口は223,593人で、平成26（2015）年より8,895人減少し、構成割合は71.6%から70.8%へと低下している。

世帯数は222,800世帯で、一般世帯における一世帯当たりの家族数は1.55人であり、平成26（2015）年の1.61人から減少している。単身世帯の構成比は、67.8%で、平成26（2015）年の64.9%から増加していることから、単身化が進んでいると言える。

昼間人口は793,528人、夜間人口（常住人口）は349,385人となっている。昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は、227.1で、平成26（2015）年と比べ5.4ポイント低下している。

本区の産業構造は多様な業種で構成されている。令和3（2021）年経済センサス活動調査によると、「卸売業,小売業」が18.2%、「宿泊業,飲食サービス業」が16.2%を占め、次いで「学術研究,専門・技術サービス業」が12.5%、「不動産業,物品賃貸業」が11.4%と続いている。

従業者数では、「サービス業（他に分類されないもの）」が19.3%、「情報通信業」が14.2%とそれぞれ事業所数での比率を大きく上回っている。

事業所は、従業者数規模「0～4人」が半数以上を占め、「5～9人」の事業所を合わせると、従業者数9人以下の事業所が約7割を占め、区内では多くの小規模事業所が操業している。一方で「100人以上」の企業は2.9%と969事業所が区内に存在しており、小規模事業所から大企業まで多様な規模の事業所が事業活動を行っている。

まちの変遷とともに形成されてきた本区の産業は、地域ごとに独自の集積と、集積が生み出す特性がみられる点が特徴である。それらの集積と特性が本区の魅力を高め、区内外から企業や来街者を誘引している。

2024年版中小企業白書によれば、中小企業の設備投資額は平成24（2012）年から上昇し続けており、非製造業においては設備の不足感が強まっている傾向にある。今後も続く少子高齢化や人手不足、働き方改革、物価高騰への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

（2）目標

先端設備等導入計画の認定数 年間5件

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

本区における令和2年度から6年度までの本計画の認定件数実績を踏まえ、毎年5件について先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性 年平均3%以上向上

本区内の産業の生産性向上を短期間に実現するため、真に生産性革命を実現し企業の収益向上に直接つながる設備投資を進めることで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の全て

本区の産業は多岐に渡り、多様な業種が本区内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

新宿区内全域

本区の産業は地域ごとに独自の集積と、集積が生み出す特性がみられる点
が特徴であるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の
対象区域は、新宿区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

全業種・全事業

本区の産業構造は多様な業種で構成されており、その規模もさまざまであ
る。また、業種や規模だけではなく、操業年数においても老舗企業からベン
チャー企業まで、多様な企業が区内産業を構成しているため、本計画におい
て対象となる業種は、全業種とする。労働生産性が年平均3%以上に資する
と見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令
和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・本区内の雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組の先端設備等
導入計画を認定の対象としない。
- ・反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定
の対象としない。
- ・本計画に基づき先端設備等導入計画を認定したものの進捗状況について調査を

実施する場合がある。